

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

令和5年度物価高騰重点支援給付金のご案内

- 令和5年度物価高騰重点支援給付金（以下「本給付金」という。）は、令和5年12月1日時点で上天草市に住民登録があり、**世帯全員が令和5年度住民税均等割が非課税**である世帯を対象に、1世帯あたり7万円を給付するものです。
- 対象外**の世帯が受給した場合、本給付金を返還することになりますので、ご注意ください。

基本事項

対象

令和5年12月1日時点で、上天草市に住民登録があり、世帯全員が、令和5年度分の**「住民税均等割が非課税」**である世帯

対象外

- ・住民税均等割が課税の世帯及び未申告の人を含む世帯
- ・**住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯**
- ・他市町村で本給付金を受給された世帯
- ・租税条約による免除の適用により住民税均等割が課されていない人を含む世帯

1 支給のお知らせが届いた世帯

- (1) 「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）」を受給され、世帯員の構成に**変更がない**世帯です。
- (2) **手続きは不要**ですが、次の場合は**届け出**が必要です。末尾問合せ先へご連絡ください。
- ① 振込先の変更を希望される場合
 - ② 基本事項の「対象外」の世帯に該当される場合（辞退となります。）
- (3) 届け出期限は、**令和6年1月19日（金曜日）必着**となります。
- (4) 期限までに届け出が無かった場合は、通知した口座に振り込みます。

2 確認書・申請書が届いた世帯

- (1) 「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）」を受給され、世帯員の構成に**変更がある**世帯、または、令和5年6月2日から12月1日までに**本市へ転入**され、上記基本事項の「対象」に該当する世帯です。
- (2) **手続きが必要**です。届いた確認書または申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で郵送、または、市福祉課へ持参ください。
- (3) 返送期限は、**令和6年4月30日（火曜日）必着**となります。
- (4) 期限までに、**返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。**



！「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

<お問い合わせ先> 〒861-6192 上天草市松島町合津7915-1

上天草市役所福祉課 福祉政策室

☎0969-28-3381